

内閣参質二〇七第三〇号

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」に関する質問に対する答弁書

一から四まで及び六について

「規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成十九年八月二十四日政策評価各府省連絡会議了承）」（以下「ガイドライン」という。）においては、評価の方法として、「直接的な費用の把握」については、「遵守費用は（中略）少なくとも定量化する。ただし、評価においては、正確な推計を求めているのではなく、概算が分かる程度で十分である」とされている。このため、御指摘の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案に対する規制の事前評価書」においては、「今回指定する業種の中で最も店舗数が多いコンビニエンスストアを例に」推計したものであるため、お尋ねの「コンビニエンスストア以外の遵守費用」についての推計は行っていない。また、「コンビニエンスストアの遵守費用」についても、ガイドラインの趣旨を踏まえ、一定の仮定の下に大まかな数字の推計を行ったものである。

五について

お尋ねの「調査資料」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、御指摘の「インターネットによる相

場の調査」については、インターネット上で公開されている「ストローやスプーン等」の販売価格等を調査したものである。

七について

お尋ねの「有料で購入されるケース」について、推計は行っていない。